



東京学芸大学リポジトリ

Tokyo Gakugei University Repository

日本十進分類法の部分変更と著作権との関係について

メタデータ	<p>言語: Japanese</p> <p>出版者: 東京学芸大学教育実践研究推進本部</p> <p>公開日: 2024-01-04</p> <p>キーワード (Ja): 日本十進分類法, 著作権, 同一性保持権, 翻案権, 査読付き論文</p> <p>キーワード (En): Nippon Decimal Classification, copyright, right of preserving the integrity, right of adaptation, Peer Reviewed Article</p> <p>作成者: 今野, 創祐, 南, 亮一</p> <p>メールアドレス:</p> <p>所属: 東京学芸大学, 一橋大学</p>
URL	<p>https://doi.org/10.50889/0002000177</p>

日本十進分類法の部分変更と著作権との関係について

Relationship Between Partial Modification of the Nippon Decimal Classification and the Copyright

今野 創 祐*¹・南 亮 一*²

IMANO Sosuke and MINAMI Ryoichi

生涯教育学分野
Lifelong Education

(掲載決定日：2023年9月29日)

(Publication decision date; September 29, 2023)

要 旨

学校図書館の現場において、日本十進分類法（NDC）の一部を変更して使用されているケースが多く存在する。こうした分類法の変更が著作権法上の「改変」または「翻案」に該当し、著作者の同一性保持権または著作権者の翻案権を侵害しているのではないかという懸念が生じる。

そこで本稿では、NDCの部分変更が著作者の同意または著作権者の許諾を得ることなく行われた場合に同一性保持権または翻案権の侵害となるか否かにつき、①NDCは著作物か否か、②NDCは個人著作か法人著作か、③NDCの部分変更は同一性保持権の侵害に該当するか、④NDCの部分変更は「翻案」に該当するか、について検討した。その結果、NDCは編集著作物であること、NDCの部分改変は「改変」に該当し、通説に立てば「やむを得ない改変」には該当しないものの、該当すると評価される可能性があることを示した。

キーワード：日本十進分類法，著作権，同一性保持権，翻案権

Abstract

The Nippon Decimal Classification (NDC) has been frequently used with partial modifications in school libraries. Under copyright law, such modifications fall under the category of “alteration” or “adaptation.” There has been growing concern about whether such changes infringe on the right of authors to preserve the integrity of their work or the right of copyright holders to make adaptations. This study discussed whether a partial modification of an NDC without the author’s consent or the copyright holder’s permission constitutes an infringement of the right to preserve the integrity or the right of adaptation by examining (1) whether the NDC is a copyrighted work, (2) whether the NDC is a work made for hire or not, (3) whether a partial modification of the NDC constitutes a modification under the Copyright Act or not, and (4) whether a partial modification of the NDC constitutes an adaptation. The findings revealed that NDC is an editorial work and that its partial alteration falls under alteration, and may be evaluated as falling under unavoidable alteration. However, according to common theory, it is not the case.

Keywords: Nippon Decimal Classification, copyright, right of preserving the integrity, right of adaptation

*1 東京学芸大学 教育学講座 生涯教育学分野

*2 一橋大学 (186-8601 東京都国立市中2-1)

1. はじめに

日本十進分類法（以下、NDCと記述）は、2010年時点で、日本の公共図書館の99%、大学図書館の92%が図書の分類法として使用している、一般的に広く使用されている図書の分類法である¹。この分類法は学校図書館においてもよく使用されていることが知られているが、学校図書館の現場において、この分類法の一部を変更して使用されているケースが多く存在する²。こうした分類法の変更は、著作権法上の「改変」に該当し、著作物の同一性を侵害しているのではないか、あるいは、改変までには至らないものの、著作権法上の「翻案」に該当するとして、著作権者の許諾を要する行為なのではないか。という懸念が生じる。

NDCの部分的な変更を行った赤木かん子³は、「手間暇かけてお金をかけて（まだもとはとれてません）、イラスト分類シールを作ったんです。あれは、シール代だけではなく、私の「分類体系の考え方」（十進分類をちょこっと手直ししただけだけどね）そのものの代金が入っているんです。日本人はそういうかたちのないものに、お金を払うのがとても下手です。でも、本来なら「考え方」そのものに、著作権があるんです。「学校で使う分には、著作権を免除する」という粋なはからいが、なんか、間違った方向で理解されているような気がするの、ちょっと悲しいです。」と語っている⁴。「考え方」そのものに、著作権があるんです」という赤木の著作権理解の妥当性には疑問が生じるが、その問題はさておいたとしても、赤木は「十進分類をちょこっと手直ししただけ」の自身の「分類体系の考え方」に対し、著作権の存在を主張している。である以上、かかる変更行為自体が著作権法に照らして問題のない行為か否かについて、検証する必要もあるのではないだろうか。

こうした分類法の一部の変更がもたらす教育的効果等についても考察の余地は存在するが、本稿では、そうした実践の具体的なありかたの詳細な分析や、そうした分類の部分変更についての資料組織化の観点からの考察は行わず、専ら、そうした分類法の一部の変更が、著作権法（昭和45年法律第48号）（以下単に「法」と略記する）の定める同一性保持権または翻案権の侵害となるか否かについて論じることとしたい。より具体的には、「赤木かん子式」に代表されるように、例えば、NDC9版における分類『912 戯曲』に分類される図書を『769 舞踊、バレエ』に分類するように、分類の本表を変更する⁵といった、分類表の一部を（著作（権）者の同意（または許諾）を得ることなく）変更する行為が、同一性保持権または翻案権の侵害となるか否かについて考察する。

なお、NDCは1929年に第1版が刊行されたが⁶、その後、改訂が続けられ、2014年に新訂10版が刊行されている。本稿では、2014年刊行の新訂10版を部分的に変更し、図書館現場で使用する行為を検討の対象とする。以下の本文において、補足無しに「NDC」と記述する場合、その表現はNDCの新訂10版を意味する。

本稿は、NDCのような分類表の変更が著作権法上の「翻案」または「改変」に該当するかを論考するものであるが、同様のテーマ、同様の手法を用いた先行研究は、編集著作物の改変に関する事件についての裁判例の評釈記事⁷が見られるほかは、管見の限り、見つけることができなかった。

以下、本稿における具体的な考察の手順を示す。(1) NDCは著作物か否か (2) NDCは個人著作か法人著作か、(3) NDCの部分変更は同一性保持権の侵害に該当するか、(4) NDCの部分変更は「翻案」に該当するか、の順に論じる。その上で、この考察結果の実務への適用の妥当性について、考察を行う。

2. NDCは著作物か否か

2. 1 NDCは著作物か否か

2. 1. 1 NDCの概要

NDCは、「ありとあらゆる主題から成る「知識の宇宙」を、一定の考え方によって区分し、順序づけることによって、個々の主題を全体の中に位置づける」⁸という知識の体系化を行った上で、「その体系を記号で表現する」⁹という、分類法の一種であり「日本の出版物を分類し主題組織化するために最も適切な体系」¹⁰とされる。具体的には、「まず人類の全知識から、主要な学術・研究領域を列挙して第一次区分表を編成」¹¹する。この「主要な学術・研究領域」として列挙される項目は、「類（class）」または「主類（main class）」と呼ばれ、哲学、歴史、社会科学、自然科学、技術、産業、芸術、言語、文学の9つから成る。そして、その「類」または「主類」には1から9までの分類記号が付与されている。また「各類にまたがる総合的な資料、百科事典や

一般論文集、一般叢書などとともに、図書館学や書誌学のように、1～9の第一次区分に列挙されなかった分類項目は0総記に収め¹²られる。さらに「各類にそれぞれの領域にふさわしい9個の区分肢を用意し、0の総記と合わせ10区分（10×10区分）し第二次区分表を編成¹³する。これらの項目は「綱（division）」と呼ばれる。この「第二次区分表の各綱目に、さらに9個の区分肢を設け、0の総記と合わせ10区分（10×10×10＝1000区分）し第三次区分表を編成する。これらの項目は「目（section）」と呼ばれ、NDCの基準とする表であることから「要目表」と呼ばれる¹⁴。「このようにして、第四次（分目）、第五次（厘目）、第六次（毛目）…と、必要にして十分なまでに展開していく¹⁵。このように、NDCは、「知識の宇宙」を10に区分し、それぞれの類目を更に10に区分し、それぞれの綱目を更に10に区分することを繰り返し行うことで、個々の主題が分類表のどこかに位置するようにするものと言える。

そして、この分類表の主要なデータ要素となるものが「分類項目」であり、「基本的に分類記号と分類項目名から成る¹⁶。分類記号とは、体系を表現するための記号であり¹⁷、NDCの場合は「アラビア数字のみの純粋記号法による十進記号法を採用」する。すなわち、「1から9まで記号を当て、0を総記とする。以下、各区分肢について同様に繰り返す。1桁および2桁の場合は0を補って3桁にし、3桁を超える場合には、3桁目にピリオドを置く」という記号法である¹⁸。また、分類項目名とは、「分類記号に対して概念を言語でもって表した名辞」である。例えば、「388 伝説、民話〔昔話〕」という分類項目の場合、388が分類記号であり、「伝説、民話〔昔話〕」が分類項目名である。

2. 1. 2 検討

つまりNDCは、日本の出版物を分類し主題組織化するために、ありとあらゆる主題から成る「知識の宇宙」を一定の体系により分類し、アラビア数字で表現される「分類記号」の順序に従って「分類項目名」を選択し配列した編集物といえる。この場合、NDCが著作物か否かは、NDC「の素材」である分類項目名「の選択又は配列によつて創作性を有する」（法第12条）が必要となる。この創作性の有無について検討するに当たっては、職業別電話帳（タウンページ）を編集著作物と判示した裁判例（いわゆる「NTTタウンページ事件」）¹⁹が参考となる。タウンページは、「職業分類体系によって電話番号情報を職業別に分類した」ものであり、この分類に用いられる「職業分類は、検索の利便性の観点から、個々の職業を分類し、これらを階層的に積み重ねることによって、全職業を網羅するように編集されたもの」である²⁰。日本の出版物を分類し主題組織化するため、ありとあらゆる主題の一つ一つを分類し、アラビア数字で表現される「分類記号」の順序に従って配列するよう編集されたNDCとは類似した性質を有するものと考えられるためである。

NTTタウンページ事件では、①原告、すなわち著作者独自の工夫が施されたものであることと、②これに類するものが存するとは認められないことの2点をもって「素材の配列によって創作性を有する編集著作物である」と判示する。

図書館情報学において、NDCに対する論評は数多く存在するが、NDCはその第1版が作られた時点で、既存の乱立した分類表とは一線を画していたとする藤倉恵一による指摘がある²¹。その詳細な分析については、藤倉の研究²²を参照していただきたいが、原編著であるもり・きよし²³による独自の工夫が施されたものであったことは広く図書館界において認知されていたと言える。現在のNDCはその後も改訂を重ねてきたが、このような独自の工夫についてはその後も維持されているものと言える。

NDCに類する分類法としては、NDCと同じくアラビア数字のみの純粋記号法による十進記号法を採用する「デューイ十進分類法」（DDC）があるが、類目表の段階で既に異なる類目が採用されていること、NDCは第二次区分以下の展開につき、「欧米の分類表では軽視されている地域としての日本、言語としての日本語、日本固有の文化を重視し²⁴」であり、DDCとは別個の分類法と評価できると考える。そして、十進記号法を採用し、前述のような特徴を有する分類法は他には存在しないことから、NDCはNTTタウンページ事件で示された2つの要件を満たすものと考ええる。

したがって、NDCは編集著作物であるものと考ええる。

2. 2 NDCは個人著作か法人著作か

NDCを個人著作と見るか法人著作と見るかで著作者人格権の帰属に差異が生まれる可能性もあるため、以

下、NDCは個人著作か法人著作かについて考察する。

NDCの奥付を見ると、NDCの著作者については、「原編著 もり・きよし 改訂編集 日本図書館協会分類委員会」と記述されている²⁵。NDCは前述の通り、1929年に第1版が刊行され、「もり・きよし」こと森清の没年である1990年の後も部分的に改訂され、2014年に新訂10版が刊行されるに至った。藤倉恵一の先行研究によると、改訂増補第5版／増刷再版第8版までは森の個人著作の時代（1928～1949年）、新訂6版から新訂8版までは日本図書館協会分類委員会がその改訂を委嘱され、森が委員に参加していた時代（1950～1986年）、新訂9版以降は森が引退し、日本図書館協会分類委員会がその改訂を引き続き担当した時代（1987年～現在）となる²⁶。この事実を踏まえると、NDCは、改訂増補第5版／増刷再版第8版までは森の個人著作、日本図書館協会分類委員会が改訂を行うこととなった新訂6版（1950年刊行）以降は同委員会の法人著作であると考えられる余地があることになる。なお、著作権法にいう「法人」には、「法人格を有しない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含むものとする」とされており（第2条第6項）、委員長に関する定めが置かれている委員会規程を有している²⁷日本図書館協会分類委員会は、著作者となることができるものと解する。なお、NDCが同委員会の法人著作であるとしても、同委員会は日本図書館協会の内部組織にすぎない²⁸ことから、NDCの著作権は同協会に属することになる。

ただ、改訂増補第5版／増刷再版第8版が森の個人著作であることは間違いのないとしても、新訂6版以降についてNDCが日本図書館協会分類委員会の法人著作となるためには、法第15条で規定されている通り、①法人その他使用者の発意に基づくこと、②作成者が法人等の業務に従事する者であること、③職務上作成する著作物であること、④法人等が自己の著作の名義の下に公表するものであること、⑤作成の時における契約、勤務規則その他に別段の定めがないことの5つの要件を満たす必要がある。ここで問題となるのは②の解釈である。なお、日本図書館協会分類委員会の委員および委員長の任免は日本図書館協会の理事会の決議を経て理事長が行うこととされている²⁹ものの、以下に示す通り、雇用関係の有無を必要とする見解もあり、委員の任免があったという事実だけでは当然②の要件を満たすとは言えるわけではない。あくまで、以下に示す②の要件を満たすか否かによって日本図書館協会分類委員会が著作者であるかどうかを判断する必要がある。

作花文雄は、②の解釈について、雇用関係がある場合に限定されないとする見解（半田正夫、田村善之。作花文雄）と、雇用関係の外にある者にまで広げるのは妥当ではないとする見解（斉藤博）とがあるとした上で、「労務にかかる所在の責任の所在と著作者性とが機械的に結びつくものではなく、このように形式的な雇用関係の有無のみにより法人著作の成否を画する考え方は、制度論としてもその合理性は見出し難く、また、現実的にも妥当性を欠くものと考えられる」とする³⁰。純粋に雇用関係にある者でなければ③の要件に該当しないとすると、日本図書館協会の委員会に限らず、任意の組織や団体がその立案した企画に基づき作成した著作物は、全て③を満たさないことになり、作花が述べるように、「現実的にも妥当性を欠く」。このため、本稿においては、作花の見解を採用し、「通常の従業員と同様に法人等の指揮監督の下に当該著作物の創作に従事している者は、本条での業務従事者と解」することとする。

新訂第6版以降のNDCの場合、著作権法第15条にいう「法人等」は日本図書館協会分類委員会であり、実際に作成作業を行う委員は、改訂案を特定の委員が作成するとしても、それは同委員会内での分担の決定に基づき行っており、また、改訂案は同委員会内での検討に基づき修正が行われ、修正案が同委員会承認される³¹ことを踏まえると、同委員会内の指揮監督の下にNDCの改訂作業を行っているものと考えられる。これは、森清が同委員会の委員として改訂作業に従事していた場合も同様のものと考えられる。

したがって、同委員会の委員は、②における「法人等の業務に従事する者」に該当し、改訂作業が分類委員会の発意に基づき行われ、改訂案の作成や検討を各委員は委員として行っていること、先に見たとおり「改訂編集 日本図書館協会分類委員会」という名義で公表されていること、委員会内に特別の取り決めが見られない³²ことから、第6版以降のNDCは、日本図書館協会分類委員会の法人著作であるといえる。

3. NDCの部分変更は著作権侵害に該当するか

3. 1 NDCの部分変更と著作権侵害との関係

2. 1で確認した通り、NDCは編集著作物に該当する。このため、編集著作物であるNDCを部分変更する

行為は、部分変更する行為が著作（権）者に付与されている権利を侵害するのであれば、著作権侵害に該当することになる。

それでは、著作物を部分変更する行為は、著作（権）者に付与されている権利を侵害する行為に該当するのだろうか。著作権法上、著作物を変更する行為として、①著作者人格権の一つである同一性保持権（法第20条第1項）の対象となる「[[著作者]の意に反する変更、切除その他の改変」、②著作（財産）権の一つである翻案権（法第27条）の対象である「翻案」が定められている。

この両者の関係について、通説的な見解では、著作物の表現形式を「内面的表現形式」（ストーリー、基本的モチーフ、構成などの著作物のエッセンスを示すとされる。）と「外面的表現形式」（具体的文章表現、具体的旋律、個々の細部表現などを示すとされる。）とに区分する。その上で、内面的表現形式にわたる変更、すなわち著作物の本質に触れるような改変を行う場合は同一性保持権の問題となるとする。また、内面的表現形式を維持したまま外面的表現形式を変更する行為については、翻訳・編曲・翻案等に伴う必然的な改変であるとして、同一性保持権の侵害とはしないものとする³³。このような通説的な区分方法には異論が見られるものの³⁴、差し当たり本稿ではこのような通説的な見解に従ってNDCの部分変更が著作権侵害に該当するかどうかを検討することとする。

3. 2 NDCの部分変更は同一性保持権の侵害に該当するか

NDCの部分変更が同一性保持権の侵害に該当するためには、NDCの部分変更が①「意に反して」行われ、かつ、その行為が②著作物の「変更、切除その他の改変」に該当する必要がある（法第20条第1項）。ただ、これらの要件に該当したとしても、その改変が③「著作物の性質並びにその利用の目的及び態様に照らしやむを得ないと認められる改変」であれば、同一性保持権の侵害には該当しない（同条第2項第4項）。以下ではこの3点について検討する³⁵。

3. 2. 1 NDCの部分変更は「意に反して」行われたか

この「意に反して」の解釈については、「精神的・人格的利益を害しないときは侵害とはならないとする説、意に反する」という語の意味を客観的に捉え、著作物を通じて忤度される著作者の名誉心・自尊心であるとする説、常識的にそのような改変は著作者の意に反するものと通常いえるかという観点から判断すべきであるとする説もある」とされる³⁶が、通説は著作者の主観的意図に反する改変を「意に反する改変」と捉えている³⁷。

2. 2で確認した通り、第6版以降のNDCは日本図書館協会分類委員会の法人著作である。このため、同委員会の同意を得てこの部分変更を行うのであれば、もちろん同一性保持権侵害には該当しない。したがって、本稿の検討対象となるのは、同委員会の同意を得ずに部分変更を行った場合に限定されることになる。通説では無断改変を行うことと「意に反する」ことをほぼ同義とみなしている³⁸ことから、日本図書館協会分類委員会の同意を得ずに行われる改変は、通説に従えば、「意に反して」行われた改変とみなしてよいものとする。

3. 2. 2 NDCの部分変更は著作物の「変更、切除その他の改変」に該当するか

それでは、NDCの部分変更は著作物の「変更、切除その他の改変」に該当するかどうかを検討する。3. 1で述べたとおり、著作物の内面的表現形式にわたる変更は、同一性保持権の問題であると、通説では解されている。そして、その変更とは、著作物の本質に触れるような改変である必要があるとされる。

それでは、NDCという編集著作物の本質に触れるような改変とは何か。2. 1. 2における考察の結果を踏まえると、著作者が分類に対して独自に施した工夫にわたる変更を行うことではないかと考える。NDCの部分変更の際には、当然ながら分類体系の見直しが行われ、それに伴い、個々の分類記号に属する分類項目名が差し替えられることがある。そうすると、著作者がNDCに対して独自に施した工夫と異なる配列となってしまう。したがって、NDCの部分変更は、著作物の内面的表現形式にわたる変更、すなわち、NDCの「変更、切除その他の改変」に該当することとなる。

ただ、著作物の「変更、切除その他の改変」が同一性保持権の侵害に該当するためには、著作物をその表現形式上の本質的特徴を感得させるような方法で利用することが必要とされる³⁹。したがって、NDCの場合には、NDCの内容を部分的に変更した図書の分類法がNDCと同一の編集著作物であると図書館の利用者が感得する

ことが必要であることになる。

この場合、NDCとの関係を明示していなかったとしても、前述の赤木かん子による分類では、赤木本人が「十進分類をちょこっと手直した」と述べていることを踏まえると、全体を見た場合、NDCがこのように変更されたものであると利用者が誤認する可能性が高い。したがって、NDCの部分改変は、この要件も満たすものと考えざるを得ない。

3. 2. 3 NDCの部分改変は「やむを得ない改変」に該当するか

法第20条第2項第4号の適用については、①「真にやむを得ないと認められる改変を必要最小限度において許容しようとするもの」とし「極めて厳格に解釈運用されるべき」であるとする見解（厳格説）⁴⁰、②翻案権に依拠する翻案に伴う表現形式の変更を許容する趣旨とする見解（翻案許容説）、③第4号の要件を「必要な改変と読み替えた上で著作者の利益と利用者の利益を衡量して決する」とする見解（利益衡量説）とに分かれると整理されている⁴¹。このうち通説・判例が採る見解は①の厳格説とされる⁴²。この通説的見解である①の厳格説に立脚した場合、NDCを例えば学校図書館における所蔵資料の排架に使用するために部分改変する行為は、当該排架にその改変は必要不可欠とまではいえないことから、第2項第4号の適用はない、すなわち「やむを得ない改変」には該当しないと結論となる。

ただ、このような厳格説の考え方に対しては、「立法時と現在では著作権法の置かれている状況は異なっており（中略）例外を認めざるを得ない場合も多いと考えられる。そうならばいたずらに4号を厳格に適用するよりは、4号の一般条項性に注目して、4号の解釈で情報化時代における情報利用に対応すべき」とする見解（柔軟説）が提唱されている⁴³。

3. 3 NDCの部分改変は翻案に該当するか

3. 1で述べたとおり、著作物の部分改変が内面的表現形式を維持しつつ外面的表現形式を変更する行為については、翻訳・編曲・翻案等に伴う必然的な改変とし、同一性保持権の問題は生じ得ない、すなわち、法第28条に定める翻訳・翻案権の問題となるにすぎないとし、さらに、内面的表現形式も外面的表現形式も維持しつつ変更する行為は、二次的著作物の作成には該当せず、別個の著作物の作成に該当する、と一般的に解されている⁴⁴。

このような見解を踏まえると、この改変が内面的表現形式まで及んでいるとして同一性保持権の侵害に該当することとされた場合には、当然のことながら外面的表現形式の変更にも該当する翻案も行われたことになる。この場合、著作者等⁴⁵の同意が必要なほか、翻案権の侵害に該当することから、翻案権者の許諾も必要となる。もちろん翻案権の場合、保護期間が満了し、または権利制限規定が適用できる場合には、翻案権者の許諾は不要であるため、その検討を行うこととする。

2. 2で検討したとおり、改訂増補第5版／増刷再版第8版以前の版は、森清の個人著作に該当するため、その保護期間は、没年の翌年である1991年から70年間経過した2060年12月31日までとなる。また、新訂6版以降は、日本図書館協会分類委員会の法人著作に該当するため、その保護期間は、それぞれの発行年の翌年から70年間経過した時点までとなる。最新の版である第10版の場合、発行年の翌年である2015年から70年経過した2084年12月31日までとなる⁴⁶。また、この部分変更後の分類法は、様々な形で公表されていることから、私的使用のための複製（法第30条第1項）、図書館等による複製等（法第31条）、引用（法第32条）、授業の過程での使用のための複製等（法第35条）等、適用できる権利制限規定はない。したがって、NDCの部分改変は、翻案権の侵害にも該当することになる。

このため、NDCの部分改変を行おうとする場合には、NDC各版の著作者等の同意のほか、翻案権者の許諾が必要になる。

4. おわりに

NDCの部分改変については、一見NDCのように見えて実際には微妙にNDCと異なる図書の分類体系に利用者を慣れさせてしまうことで、当該利用者がNDCを改変せず使用している図書館（または、別のやり方で

NDCを改変した図書館)に行った際に混乱が生じるというデメリットがある⁴⁷。

しかし、このようなデメリットが存在するとしても、実際に利用者の利便性が向上することで、多くの図書館利用者にメリットをもたらすとしたら、3. 2. 3で紹介した利益衡量説または柔軟説の見解を援用することにより、このような改変をNDCの「利用目的及び態様に照らしやむを得ないと認められる改変」(法第20条第2項第4号)であるとして容認する考え方もあり得る。NDCの部分改変は当然、利用者にとって、図書館を使用する上で、何らか利便性が向上するであろうという予想のもとでなされている行為であり、そうした点について、分析、研究が進められる必要があるだろう。その際、全国の学校図書館などでなされている実践の事例を収集し分析するとともに、図書分類法についての理論的な研究も深める必要があるだろう。このような教育的な側面からの研究の進展がNDCの部分変更を許容するための法的枠組みの整備に繋がり、より豊かなNDCの活用が図られることを期待したい。

謝辞

本論文は、岡田大輔、中田彩、林口浩士各氏との議論の中で得た着想を基に書かれました。鈴木康平氏からは、研究の構成上の助言をいただきました。藤倉恵一氏からは、日本図書館協会分類委員会の実情について助言をいただきました。上記の皆様に対して感謝いたします。

注・文献

- 1 大曲俊雄「わが国における図書分類表の使用状況—日本図書館協会「図書の分類に関する調査」結果より」『現代の図書館』48 (2), 2010.2, p.129-141
- 2 原則はNDC9版に依拠しつつ、NDC体系を一部「合体」、一部「移動」する等、体系を変更した「赤木式分類法」について考察した文献として、川瀬綾子・北克一「NDC体系へのトピックスの導入の検討：赤木かん子式を素材に」『情報学』16 (2), 2019.12, p.36-55
- 3 以下で赤木かん子の発言を引用するのは、赤木の著作権法に関する見解の妥当性について検討するためではなく、NDCを改変する者がどのような著作権意識を持って当該改変を行っているかという一例を示すためである。さらに赤木の場合、「NDCをちょこっと」手直したことで自らに著作権が生じると主張している一方、自らが「手直し」した大元のNDCに著作権が生じているという認識がない（自らが「ちょこっと手直し」した「分類体系の考え方」に著作権があるというなら、手直しする前の分類体系であるNDCにも著作権があると思うのが自然であると考えられるが、どうもそのように認識されているようには思えない）ことが、本稿を執筆する大きな動機付けとなったことも、赤木の見解を取り上げた理由である。
- 4 赤木かん子「Q18. やってはいけない分類を教えてください。(その2)」2015.1 <<https://www.mitsumura-tosho.co.jp/webmaga/kotoba-to-manabi/akagi/theory/18>> [引用日 2023-08-02]
- 5 川瀬・北 前掲注2, p.36
- 6 藤倉恵一『日本十進分類法の成立と展開：日本の「標準」への道程1928-1949』樹村房, 2018, p.71
- 7 堀江亜以子「判例評釈 (153) 編集著作物の同一性保持権侵害が否定された事例 [知財高裁平成20.6.23判決]」『発明 = The invention』106 (5), 2009.5, p.52-59
- 8 もり・きよし原編, 日本図書館協会分類委員会改訂編集『日本十進分類法 新訂10版 1 本表・補助表編』日本図書館協会, 2014, p.12
- 9 同上
- 10 同上, p.11
- 11 同上, p.17
- 12 同上
- 13 同上
- 14 同上
- 15 同上

- 16 同上, p.21
- 17 同上, p.12
- 18 同上, p.17
- 19 東京地方裁判所平成12年3月17日判決(判時1714号128頁, 判タ1027号268頁)
- 20 同上
- 21 藤倉恵一「日本十進分類法の登場とその時代」『大学図書館問題研究会誌』38, 2014.8, p.1
- 22 藤倉 前掲注6および同 前掲注21を参照。
- 23 実名は森清であり, 1906年生まれ, 1990年没である。日本図書館文化史研究会編『図書館人物事典』日外アソシエーツ, 2017, p.268
- 24 もり・きよし原編, 日本図書館協会分類委員会改訂編集 前掲注8, p.16
- 25 もり・きよし原編, 日本図書館協会分類委員会改訂編集 前掲注8, 奥付。なお, もり・きよし原編, 日本図書館協会分類委員会改訂『日本十進分類法, 2: 関連索引・使用法編』日本図書館協会, 2014, 奥付も同じ記述である。
- 26 藤倉恵一, 前掲6, p. ii
- 27 「2018年度第9回分類委員会記録」2019.2.28 (https://www.jla.or.jp/Portals/0/data/iinkai/bunrui/2019_2.pdf)
- 28 公益社団法人日本図書館協会定款第51条参照。
- 29 同上
- 30 半田正夫・松田政行編『著作権法コンメンタル1 第2版』勁草書房, 2015, p.730。(作花文雄執筆)
- 31 日本図書館協会分類委員会委員からの聞き取りによる。
- 32 日本図書館協会分類委員会委員からの聞き取りによる。
- 33 加戸守行『著作権法逐条講義 七訂新版』著作権情報センター, 2021, p.182-183。半田・松田編 前掲注30, p.834-836(松田政行執筆)
- 34 例えば, 半田・松田編 同上, p.836(松田政行執筆)では, 「[著作権裁判実務では] 内面的表現形式・外面的表現形式で分けるのではなく, 表現の人格的要素を変更したか否かで「改変」と「翻案」を分けている」とする。また, 高林龍『標準著作権法 第4版』有斐閣, 2019, p.77-78でも, このような区分の有効性には疑義が生じていたとして, その後の判例・通説は, 別の判断基準を採用していると説明する。
- 35 もちろん, ③に該当しなくても, a. 教科用図書等への掲載(法第33条第1項), 教科用図書大体教材への掲載等(法第33条の2第1項), 教科用拡大図書等の作成のための複製等(法第33条の3第1項), 学校教育番組の放送等(法第34条第1項)のために著作物を利用する場合における用字または用語の変更その他の改変で, 学校教育の目的上やむを得ないと認められるもの(法第20条第1項第1号), b. 建築物の増築, 改築, 修繕または模様替えによる改変(同項第2号), c. 特定の電子計算機においては実行し得ないプログラムの著作物を当該電子計算機において実行し得るようにするため, またはプログラムの著作物を電子計算機においてより効果的に実行し得るようにするために必要な改変(同項第3号)のいずれかに該当すれば, 同一性保持権の侵害には該当しない。ただ, NDCの部分改変が当然b. およびc. には該当しないのはもちろん, a. についても, そもそも列挙された4つの権利制限規定が適用される場合に限定する見解(半田・松田編 前掲注30, p.840-841(松田政行執筆), 小泉直樹ほか『条解 著作権法』弘文堂, 2023, p.321(上野達弘執筆), 「赤裸々な現実, 人間社会の暗部…(中略)…をうかがわせるような差別語などの取扱い」に限定する見解(小倉秀夫・金井重彦編著『著作権法コンメンタル 改訂版 I』第一法規, 2020, p.489(山本順一執筆)), 「例えば道徳教育とか生活指導の観点から学校教育上要請される性格のもの」に限定する見解(加戸 前掲注33, p.185)などが見られるが, いずれの見解を採用したとしてもNDCの部分改変について適用することは極めて困難ではないかと考える。このため, 本稿では①~③のみを検討することとした。
- 36 中山信弘『著作権法 第3版』有斐閣, 2020, p.620-621
- 37 加戸 前掲注33, p.182, 半田・松田編 前掲注30, p.823(松田政行執筆), 中山 同上。なお, 小倉・金井編著前掲注35, p.479-480(山本順一執筆)では, 著作者の精神的・人格的利益を害しない程度の改変は同一性保持権の侵害には当たらないとする立場が有力になりつつあり, 従来の通説の見解「にすり寄る場合にも…(中略)…通常人, 一般人(reasonable person)の客観化された主観, 社会通念を唱える立場も見られる」とする。
- 38 加戸 同上には「著作物利用の目的・態様から一部分カットしたり, 修正したりする必要があるときは, 単純なミス訂正の場合を除きましては, 著作者にお伺いを立てなければなりません」との見解が, 半田・松田編 同上には

「結局、わが国の立法方法は、行為規範として改変する者に著作者の同意を求めることを要求するところに特性があり、これを立法者が選択したということになる」との見解が、それぞれ示されている。

- 39 半田・松田編 前掲注30, p.833, 中山 前掲注36, p.612, 渋谷達紀『著作権法』中央経済社, 2013, p.537, 岡村久道『著作権法 第5版』民事法研究会, 2021, p.314-316
- 40 加戸 前掲注33, p.184. なお, 第4号に限らず第2項全体についての見解として述べている。
- 41 半田・松田編 前掲注30, p.854
- 42 中山 前掲注36, pp.636-637
- 43 同上
- 44 加戸 前掲注33, p.182-183. 半田・松田編 前掲注30, p.834-835 (松田政行執筆) では, 「通説的な解説書」における説明, と表現されている。
- 45 2. 2で検討した通り, 改訂増補第5版/増刷再版第8版以前の版は, 森清の個人著作であることから, その著作者は森清である。ただ, その著作者人格権は著作者の一身専属権である(法第59条)ことから, 1990年の森清の死去(日本図書館文化史研究会編 前掲注23参照)により消滅している。しかし, 著作者の死後も原則として「著作者が存しているとしたならばその著作者人格権の侵害となるべき行為をしてはならない」とされる(法第60条)ことから, 森清の死後も事実上原則として同一性保持権が存続している状態となっている。この場合, 部分改変を同意することができる者は, 原則として著作者である森清の「遺族」, すなわち, 森清の「配偶者, 子, 父母, 孫, 祖父母又は兄弟姉妹」である(法第116条第1項)。もちろん, 新訂6版以降の版は, 日本図書館協会分類委員会の法人著作であることから, 著作者である同委員会の同意が必要となる。
- 46 もちろん第10版については, 原著作物の著作権も存在することになり, 原著作物の著作者である森清の没年の翌年から70年が経過するまでの間, 著作権保護の対象となる。ただし, 第10版の保護期間の満了時点よりも前にこの原著作物の著作権保護期間が満了するため, 結局, 原著作物の著作権について考慮する必要はない。
- 47 学校図書館の専門家の間では, 他の図書館利用のためにもNDCを学校図書館で使用することの重要性を強調する言説がたびたび見られる。その一例を挙げるが, 全国学校図書館協議会「教えて先輩Q&A—分類について〈分類の疑問, あれこれ〉」(<https://www.j-sla.or.jp/new-shishokyoyu/oshietesenpai-bunrui2.html>) [引用日2023-08-02]において, 「子どもたちは, 段階を踏んで教えればNDC3桁(1000区分)で分類してある図書館で自分で図書を探せるようになります。」「将来中学校の図書館や公共図書館に必要な資料を自分で探索するためにも, 小学校も3桁で分類することをお勧めします。」という記述が存在する。

